

平成28年大川市農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 平成28年11月8日(火)

開 会 午前9時30分～午前10時10分閉会

2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)

3. 出席委員(13人)

会 長 16番 田中 博文

第1副会長 11番 吉川 康則

第2副会長 3番 辻 律子

委 員 2番 野口 至米子 5番 石橋 増隆 6番 河野 洋一

7番 古賀 博美 8番 古賀 林允 9番 龍 靖男

12番 植木 幸治 13番 古川 敬次郎 14番 志牟田 文彦

15番 佐藤 操

4. 欠席委員(3人)

1番 梅崎 隆利

4番 宮原 晶彦

10番 眞崎 直満

5. 付議議題

議案第35号 農地法第3条許可申請について

議案第36号 農地法第4条許可申請について

議案第37号 農地法第5条許可申請について

議案第38号 農地移動適正化あっせん申出について

議案第39号 大川市農用地利用集積計画について

報告第18号 農地法第18条第6項通知について

報告第19号 使用貸借の合意解約届出書について

6. 事務局

局長 柿添 量之、 次長 宮崎 隆三、 主任主事 高良 崇史

7. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから平成28年第11回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員16名中、13名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

事務局 それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いします。

議 長 これより、「平成28年第11回大川市農業委員会総会」を開会いたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第35号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

1番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第35号農地法第3条の許可申請についてご説明いたします。議案書の1～2ページをご覧ください。1番は、親から子への贈与により取得するもので、譲受人は新規就農でアスパラハウスを建設予定です。譲受人は、機械、労働力、技術習得、通作距離など問題はありません。また、農業委員会が定める別段面積を超えており、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしており、問題ないと考えます。以上です。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終了しました。

それでは、1番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

議 長 ほかにご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1番の許可申請については、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

以上で、議案第35号農地法第3条の許可申請についての審議を終わりました。次に、議案第36号農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。

1番について、審議をお願いいたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第36号農地法第4条の許可申請についてご説明いたします。議案書の3～4ページをご覧ください。1番は、農振地域内でおおむね10haの広がりがあり、第1種農地であるが集落に接続しております。転用目的は、一般住宅を建設するものであります。隣接農地承諾書は有ります。立地基準及び一般基準ともに満たしており、転用妥当と思われます。以上です。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終了しました。

それでは、1番について、地元委員さん補足説明ございませんか。

古川委員 行政書士さんより連絡があり、現地確認しましたところ、事務局の説明どおり、問題ないものと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。

次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

議 長 ほかにご意見等なしと認めます。
 ただいまから採決いたします。
1 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

 (全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
 よって、1 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。
以上で、議案第 3 6 号農地法第 4 条の許可申請についての審議を終わりました。
次に、議案第 3 7 号農地法第 5 条の許可申請についてを議題といたします。

 1 から 2 番について、審議をお願いいたします。

 職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第 3 7 号農地法第 5 条の許可申請についてご説明いたします。
議案書の 5 ～ 6 ページをご覧ください。1 番は、農振地域内で農業公共投資の対象となっていない生産性の低い第 2 種農地であります。また、この農地は、平成 2 8 年 1 0 月 1 2 日付けで除外許可が出ており、以前は農用地でありました。現在は白地であります。転用目的は、貸資機材置場及び貸駐車場を建設するものであります。立地基準及び一般基準ともに満たしており、転用妥当と思われます。2 番は、農振地域内でおおむね 1 0 ha の広がり、第 1 種農地であるが集落に接続しております。また、この農地は、平成 2 8 年 1 0 月 1 2 日付けで除外許可が出ており、以前は農用地でありました。転用目的は、リサイクル置場及び中上公民館駐車場を建設するものです。立地基準及び一般基準ともに満たしており、転用妥当と思われます。以上です。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終了しました。
 それでは、1 番について、地元委員さん補足説明ございませんか。

古川委員 行政書士さんより連絡があり、現地確認しましたところ、事務局の説明どおり、問題ないものと思われます。譲受人の事業拡大ですので、よろしくご審議のほどをお願いします。

 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

 (「なし」という者あり)

議 長 ほかにご意見等なしと認めます。
 ただいまから採決いたします。
1 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

 (全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。

よって、1 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

それでは、2 番について、地元委員さん補足説明ございませんか。

古川委員 行政書士さんより連絡があり、現地確認しましたところ、事務局の説明どおり、問題ないものと思われます。地域のための転用ですので、よろしくご審議のほどお願いします。

次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

議 長 ほかにご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

2 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、2 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

以上で、議案第 3 7 号農地法第 5 条の許可申請についての審議を終わりました。

次に、議案第 3 8 号農地移動適正化あっせんの申し出についてを議題といたします。

1 番について、審議をお願いいたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第 3 8 号農地移動適正化あっせんの申し出についてご説明いたします。

議案書の 7～8 ページをご覧ください。1 番は、利用権設定で貸してありましたが、今回個人の農家に売買するものです。農用地であり、あっせんにより売買をするものであります。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

1 番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「意見なし」という者あり）

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

1 番について、あっせんすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、1 番については、あっせんすることに決しました。

ただいまから、あっせん委員の指名を行います。

1 番について、あっせん委員に、古賀林允委員、志牟田文彦委員を指名いたします。

ただいま、指名いたしましたあっせん委員にご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名いたしましたあっせん委員について、1 番については、古賀林允委員、志牟田文彦委員に決しました。

次に、議案第 3 9 号大川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により当委員会の決定を求められたので、ご審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第 3 9 号大川市農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案書の 9 ～ 6 2 ページをご覧ください。大川市長より平成 2 8 年 1 0 月 2 5 日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。所有権移転 1 件及び利用権設定 2 2 6 件で合計 6 3 4 筆の 8 4 8, 8 8 0 m²であります。所有権移転は譲受人は認定農業者で、この案件は買入協議であり、反当り 1 1 0 万円です。

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の要件を満たしております。以上です。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

本件について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

ご意見等なしと認めます。

これで、審議を終わります。

ただいまから、採決いたします。

議案第 3 9 号大川市農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手を願います。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 3 9 号大川市農用地利用計画集積計画については、計画のとおり決定されることに賛成の意見を付することに決しました。

次に、報告第 1 8 号農地法第 1 8 条第 6 項の通知についてを議題といたします。

職員に報告の朗読および説明をいたさせます。

事務局 報告第 1 8 号農地法第 1 8 条第 6 項の通知についてご報告いたします。

議案書の 6 3 ～ 7 3 ページをご覧ください。

5 3 件の届出があっております。全て利用権設定の合意解約で、解約理由は借り手の変更 5 0 件・転用 2 件・本人耕作 1 件でございます。

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。みなさん、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

ほかに、ご質疑等なしと認めます。

以上で、報告第18号を終わります。

次に、報告第19号使用貸借の合意解約届出についてを議題といたします。

農地の使用貸借の合意解約の届出の報告をいたします。

職員に報告の朗読および説明をいたさせます。

事務局 報告第19号使用貸借の合意解約届出についてご報告いたします。

議案書の74～76ページをご覧ください。

9件の届出がっております。解約理由は全部借り手の変更でございます。

議長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。

皆さん、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

議長 ほかに、ご質疑等なしと認めます。以上で、報告第19号を終わります。

以上で、審議を終わりました。

つぎに、署名委員を指名いたします。

13番 古川 敬次郎 委員

14番 志牟田 文彦 委員

を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

ご異議なしと認めます。

議長 よって、左様決しました。

以上で、第11回大川市農業委員会総会を閉会いたします。